

## 口径 50 火器曳光標示弾の使用について（通達）

昭和 39 年 10 月 17 日  
陸幕武第 433 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号  
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官  
各方面総監  
各部隊長殿  
各機関の長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

### （例規 95）

#### 口径 50 火器曳光標示弾の使用について（通達）

標記について、最近口径 50 火器曳光標示弾の発射済み弾丸を隊員が拾得し部外者に渡したための事故があったが、本弾は口径 50 火器普通弾等と形状が類似しているが、別紙のように弾丸頭部には雷管があり慎重に取り扱う必要があるので、下記事項について十分注意し事故の防止の徹底を期されたい。

#### 記

- 1 口径 50 火器曳光標示弾の構造  
別紙のとおり。
- 2 射撃時の注意事項
  - (1) 口径 50 火器曳光標示弾は弾着時の衝撃不充分の場合は頭部雷管が起爆しないことがあるので、標的を設ける弾着地は軟弱土をさけて射撃すること。
  - (2) 弾頭部不発の場合は、不発弾として取り扱い、回収された弾丸は小火器弾薬の処理要領により焼却処理すること。
  - (3) 射撃前の取扱いにも弾頭部の衝撃により起爆のおそれがあるので注意すること。
- 3 廃弾処理時の注意事項  
弾丸頭部には弾着標示のため頭部雷管及び標示剤が充填され外部に赤と黄色の色識別が施されているので廃弾処理の場合口径 50 火器、普通弾等と区分して取り扱うよう十分監督指導すること。  
関連文書：1 32.5.17 陸幕発武第 320 号

「不発弾の処理要領に関する通達」

2 33.6.26 陸幕発4第761号

「廃弾処理要領に関する通達」

添付書類：別紙

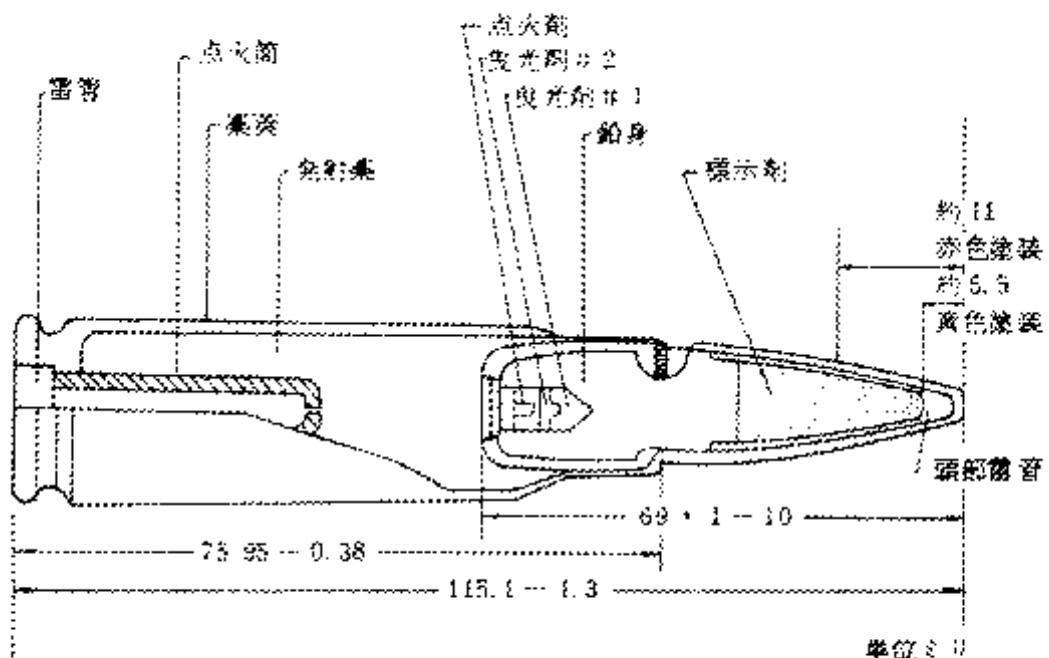
配布区分：「G」

第1部長・第4部長・第5部長 各1部

武器課長 5部

陸幕武第433号別紙

口径50火器M48 A 1型曳光標示弾構造



頭部雷管：爆粉0.116グラム

標示剤：2.2グラム以上（赤磷48%、硝酸バリウム50%、ヒマシ油2%、セラツク粉末外割2%）

曳光剤：#1 0.324グラム #2 0.259グラム（硝酸ストロンチウム40%、マグネシウム粉末23%、セラツク粉末7%、塩化ビニール5%、過酸化ストロンチウム16%、過塩素酸カリ9%）

雷管：爆粉泥（ステフネット系）0.136—0.026グラム